

2019年 10月 29日

横須賀市長 上地 克明 様

2020年度横須賀市予算に対する
日本共産党市議会議員団の要望

日本共産党横須賀市議会議員団

団長	大 村	洋 子
	ね ぎ し	か ず こ
	井 坂	な お し

2020年度予算要望書の提出にあたって

日頃からの市政への尽力に対し、心からの敬意を表します。台風などの自然災害における復興支援が求められるなかでの要望提出となりました。インフラ整備や防災対策など、自治体のみでは限界があり国・県の支援が必要不可欠であると改めて認識させられました。

横須賀は日本の縮図であると言われていますが、基地を抱えるまちとして、さまざまな面でこれからの動向が注視されています。しかしながら安保関連法制により自衛隊の専守防衛という枠を取り払い、トランプ大統領に言われるまま軍備増強の装備購入が進められています。そのあおりが社会保障や子育て・教育・福祉・医療などの予算削減に如実に表れています。

現憲法のもとでは地方自治が明記され、地方自治体は国と対等の関係にあります。地方自治体が自治を守り、住民の暮らしに根ざして平和の砦となっていくことができることは沖縄のたたかいが示していると思います。

私たちはいつも言い続けてきましたが、国政が国民の生活を蔑ろにしているだけに、市民にとって市政が一番の頼りです。予算編成期を迎え市民要求に基づいて新年度予算にたいする要望をまとめました。新年度予算に反映されるよう強く要望します。

1 介護・福祉・医療、くらし

(一) 高齢者が健康で、明るく、元気にくらせて、介護予防にも役立つように。

- ① 介護保険料の金額が当初から2倍近くに上がったが、その割には利用できる制度は狭められている。せめて低所得者への利用料の減免の周知を強化し、相談体制も充実させること。
- ② 病院から退院した際に介護やケアが必要なのに市内に施設がないという状況で困惑している市民がいる。超高齢社会の到来で緊急的課題となっている。市としてニーズ調査をして早急に手を打つこと。
- ③ 「はり、きゅう、マッサージ施術に対する助成事業」は一時的に廃止されたり、制度の再開の強い要望をうけて復活したりという変遷がある。超高齢社会の到来で、この施策の要望は強まっていくと考えられる。これ以上の利用者負担とならないよう努力すること。
- ④ 「はつらっシニアパス」は購入可能な年齢が上がり購入金額も上がったことで、利用者が減った。これでは、高齢者の外出、ひいては健康寿命を伸ばすという施策本来の意義が形骸化してしまう。65歳から1万円で購入できるようにすることを目指し、当面、もとの施策に戻すこと。
- ⑤ 高齢者世帯の実態把握をし、ごみ収集の試行が始まっているが、高齢者1人84世帯に限定せず、障がい者の世帯等柔軟に対応世帯を拡充すること。

(二) 障がい者（児）福祉の拡充とノーマライゼーションの推進。

- ① 市が行う傍聴が可能な会議については、できるだけ拡声器と筆記スペース（テーブルや机）を設置し、傍聴者への配慮を行うこと。就学前の幼児のいる方の傍聴者が事前希望した場合は保育を保障すること。またその旨を周知すること。
- ② 重症心身障がい児者施設の運営に、土地を購入した借入金の償還が負担として影響しないよう、市として、できる限りの支援をすること。新たな支援策の創設という観点で進めていくことが必要であり、既設施設を所有する他法人との整合性にとらわれていてはことは進まない。支障があるのであれば実情に即して工夫

し、支援すること。

③ 重症心身障がい児者施設の運営には、看護師確保は重要な課題である。なぜ、確保がすすまないのか問題点を明らかにすること。市として具体的、積極的な支援を図ること。増床への努力がされてきているものの、当初の計画人数（68人）には程遠く、引き続き、支援を強めること。

④ 重症心身障がい児者の入所施設ができ、徐々にサービス供給体制が拡充されてきた。しかし、短期入所事業など、サービス供給が不十分などところがあるため、利用者や関係団体の意見をふまえて早期に改善が図られるよう、市としても支援をしていくこと。

⑤ 福祉の水準を落とさないように努めるとともに、次のことを実施すること。

(1)ひとり一人違いのある障がい者に対してきめ細かな信頼に足る相談体制を充実・強化するため専門職員であるケースワーカーを増員すること。障がい者本人や保護者の中には、相談や助言をしてくれるケースワーカーの存在を知らない方もいる。合わせて周知もおこなうこと。

(2) 知的障がい者施設への入所待機者が多い。「親なき後」の状況をどうするか。社会的課題である。国の方針でもある地域での生活基盤整備のためのグループホーム支援を進めているということだが、実態把握をし、さらにニーズに応えられるよう支援を強化すること

(3) 障がい者の社会参加を広げるためにも、通勤にサービス利用ができるよう国に要請すること。また、通勤が生産活動の一環とはいえ、実際は、雇用者が介護サービスに係る費用を全額交通費に入れることがほとんどないことを考慮に入れ、通勤手当の補助を行うこと。

⑥ グループホームに個室を確保するなどの質的向上を図るため、家賃補助の上限を引き上げるとともに、四分の三補助とすること。引き続き国庫助成の増額を求めること。

⑦ 聴覚障がい者からの次の要望を実現すること。

(1)手話通訳者・要約筆記者への派遣扶助費は社会情勢を鑑み最低でも時給は1,500円とし、交通費を通訳料に含めて設定するのは合理性に欠けるので止めること。

- (2) 災害情報を音声だけでなく、視覚的にも確認できるよう総合福祉会館にデジタルサイネージのような掲示板を設置すること。
 - (3) 総合福祉会館のエレベーターは3基ならんでいるが、視覚障がい者にはわかりづらいとの声がある。音声で「真ん中のエレベーターが開きます」など案内を入れる工夫をすること。
- ⑧ 知的障がい者、精神障がい者施策の充実をはかること。
- (1) 児童相談所を設置した以上、知的障がい児の施設受け入れは市の責任である。医療型入所施設は「ライフゆう」が誕生したものの、福祉型入所施設については、県任せにならないよう、早期設置を進めること。
 - (2) 本市は神奈川県制度改定後も重度障がい者医療費助成制度の一部負担金、年齢制限、所得制限の見直しを行わず市として独自に制度を維持してきたが、2014年10月からは導入へと踏み出した。この間、いわゆる「65歳問題」で困惑している方からのご相談を受けることがあり、実際に矛盾を感じる市民の存在を確認している。制度撤回を国に求めると同時に市として以前の制度に戻すこと。また、精神障がい者への助成については手帳の1級の方だけでなく、対象を拡大するよう対応すること。
 - (3) 2019年5月から「障害者ワークステーションよこすか」がはじまり障害者雇用のステップアップの場がはじまった。さらに当事者の意見を聞きながら働く環境整備を進め、特に知的障がい者、精神障がい者の雇用が広がっていくよう努力を続けること。
 - (4) 精神障がい者保健福祉手帳2級保持者は障害年金で自立している方もいる。精神障がい者は薬服用でコントロールする必要があるため長くクリニックに通う方が多い。このような方々が医療費と交通費負担で生活が出来ず、やむなく生活保護制度に頼らざるを得ない場合がある。他都市の事例を参考にして本市でも障害年金で自立生活が続けられるよう医療費と交通費を軽減するサービスを設置すること。
- ⑨ ユニバーサルデザイン・バリアフリー改修を、庁舎内及び市施設において積極的に取り入れるための研究を進め、実施すること。

(三) 子育て支援を強化し、子どものしあわせを守る。

- ① 子ども子育て新制度後、とりわけ企業内における保育所の運営について問題視される向きもある。本市の企業内保育の実態をしっかりと把握し保護者が安心して

こどもを預けることができ、こどもの育ちが充分保障されるよう、問題点を見極め、その是正に努めること。

- ② 小児医療費助成を中学3年生まで引き上げたことは大きな前進である。さらに18歳まで対象となるよう尽力すること。また、県の補助を引き上げるよう求めるとともに、全国に広がっている小児医療費無料化を国の制度にすることに合理性があることは明瞭なので県、国に強く求めること。
- ③ こどもを保育所に入所させて仕事に復帰したい、あるいは働かなくては暮らしていけないという世帯がある。希望する方々全員が保育所に入所できるよう、さらに子育ての条件整備を進めていくこと。
- ④ ひとり親家庭、生活困窮家庭、障害児をもつ家庭等保育園利用の家庭はケースバイケースだ。そのような家庭に丁寧に対応できるのが、公立保育園であり、現在の11園体制を維持し、保育園再編計画にある民営化の方針は見直すこと。
- ⑤ 公立保育園は著しく老朽化が進んでいる。今般の台風、突風、地震等自然災害多発の状況を踏まえ定期的な建物調査を行い、必要ならば早急に改修、建替えを行うこと。
- ⑥ 学童クラブ施策の充実も「子育てしやすい横須賀」の発信力となる。共同運営の学童保育について、国の助成制度も活用し運営費補助の充実を含めた支援をさらに拡充し、全国で一番高い保護者負担を現在の半額にすることをはじめ、以下の実現に努めること。
- ⑦
 - (1) 指導員の人件費と家賃を全額助成すること。
 - (2) ひとり親世帯に対する補助を増額すること。
 - (3) 施設の耐震調査、耐震化への助成、必要ならば移設への対応をすること。
今般の自然災害の状況をみれば、早急に取り掛かる必要がある。

(四) 市民病院・うわまち病院の公的病院としての役割を果たし、充実させる

- ① 2つの市立病院をしっかりと地域医療の拠点とすることを主体的に取り組むのは本市の役割である。机上の空論を押し付けようとする上意下達の厚生労働省の姿勢に対して、きっぱりと実態を見据え取り組むこと。

- ② 聴覚障がい者も気持ちよく診察が受けられるためスタッフの誰もが簡単な手話ができるように講習会等を開催すること。
- ③ うわまち病院の移転先の周辺住民や神明公園利用者に対して、納得してもらえるようしっかり説明をしていくこと。
- ④ 入院時のタオルや寝巻セットを無理に契約させられる患者がいると聴いている。このようなことがないように指定管理者へ伝え、指定管理者にも業者に伝えさせること。

(五) 国民健康保険の充実をはかる。

- ① 組合国民健康保険に対する事務費補助を継続し、せめて近隣都市並みに拡充すること。
- ② これ以上の国民健康保険に対する国庫補助金の減額は許されない。引き続き国庫負担の拡大、低所得者に対する負担軽減策の拡充を強く要望すること。
- ③ 国民健康保険料の値上げを防ぐことを最重要課題とすること。そのために厚生労働省から言われるままに一般会計からの繰入率を下げることを機械的に行うのは止めること。

(六) セーフティーネットを強化し、貧困からいのちを守る。

- ① 重大な症状の悪化につながりかねない国民健康保険証の資格証明書の発行は止めること
- ② 生活保護利用世帯を担当するケースワーカーの標準世帯数は80である。1人のケースワーカーが80を超えて担当することのないように整備すること。
- ③ 生活保護利用世帯の状況をよく聴き取り、必要ならば自動車の所有を認めること。
- ④ 同一世帯内の生活保護利用者が亡くなった場合、葬祭扶助の適用についてしっかりと説明をし、支援すること。
- ⑤ 生活保護利用者が入院し、1か月を超えた場合、基準額が23,150円となる。こ

の点について対象者すべてに丁寧にお知らせすること。ひとり暮らしの場合、必然的に「寝巻きセット」などを月額で購入することになる。500円程度のセットでも30日で15,000円となり、これだけで基準額の6割以上となる。さらにおむつなどが必要な場合もある。入院した保護受給者の負担を軽減するための方策を講じること。きめ細やかな支援を行うこと。

- ⑥ 生活保護利用者の8割を超える人が医療扶助を受けている現状を考えれば、その中の多くの人が通院の際に交通費（移送費）がかかっていると思われる。移送費については申請すれば支給されることを、生活保護利用者全員に周知していただいたが、この周知は1度で終わりではなく、毎年適時行うこと。受給開始時には必ず丁寧な周知を行うこと。

（七）市民のくらしを守るひらかれた行政を。

- ① すべての職員の労働時間についてしっかり把握し管理をすること。1ヶ月の時間外労働が「過労死ライン」や労働基準監督署に届けている以上に行わせないこと。メンタルチェック等心身の健康に留意する取り組みが進んでいることは承知しているが、おおもとの極端な時間外労働を減らすことが先決である。とりわけ非常勤職員のサービス残業は絶対にさせないこと。
- ② マイナンバー制度は必要性に乏しく、プライバシー保護の点でも懸念があるので国に中止を求めること。本来、システムの導入や改修はすべて国の費用で賄われるべきである。しかし、実態は本市一般会計から投じられている。国に必要な額を請求すること。
- ③ ひとり親世帯への上下水道基本料金の減免制度を引き続き行うこと。必要な家庭が漏れなく受けられるよう、周知徹底をすること。
- ④ ひとり親家庭に対して、就労支援、子育て、暮らし全体をまるごと相談できる体制をつくり周知すること。
- ⑤ 「400万円以上の収入がありながら就学援助の対象になっているのはおかしい」という意見があるが、その家庭の実態、とりわけこどもの数を知らずに発言している。消費税率も10%となり、公の施設の使用料もほとんどが値上げされる。子育て世代の負担は増すばかりである。したがって、就学援助対象家庭の基準は生活保護基準の1.5倍を堅持すること。

- ⑥ 地方交付税の不足分を臨時財政対策債で地方自治体に肩代わりさせるやり方をやめるよう要求すること。
- ⑦ 消費税は所得の多少に関係なく生活必需品にもかかる最悪の課税制度である。2019年10月に消費税10%増税が行われたが、財政面等の影響を引き続き検証すること。また、国に対して増税を伴う市の支出増を補てんする地方財政の拡充を求めていくこと。
- ⑧ FM戦略プランが策定されたが、進めるにあたり地域住民や利用者の意見、要望をしっかりと取り入れ、将来のまちづくりの展望を鮮明にし、市民とともに進めていくこと。

2 教育・観光・文化・スポーツ

(一) 憲法に基づいて教育条件の拡充につとめる。

- ① 「国旗」「国家」を強制しないこと。法の付帯決議にも「強制しない」となっている。とりわけ外国籍の児童に対しては押しつけは絶対に止めること。
- ② 「子どもの権利条約」はこれまでの子ども観の変革をも要求するものである。子どもを取り巻く環境はますます悪化している。国連から勧告されているように早急な改善が必要である。「横須賀子ども未来プラン」のもと、具体的な取り組みを進めているとはいえ、「子どもの権利条約」を真正面から受け止めたものにまで高めていく必要がある。「子どもの権利条例」を制定し、本市の子どもの施策のすべてにおいて、その精神がゆきわたるようにすること。
- ③ 憲法違反と言われる安保関連法制（戦争法）によって自衛隊の基本任務として海外での戦闘行為が可能になった。自衛隊の性格が根本的に変わったもとの自衛隊での職場体験学習は義務教育段階にある中学生に本当に必要で、しかも適切なものであるかどうか疑問がある。教育編成権が学校長にあるとはいえ、侵略戦争の反省の上に出発した戦後教育の進んできた道の深い分析と今後の方向性を示すものとして教育委員会としての慎重な検討を求める。

(二) 小・中学校の施設を改善し、明るい学校づくりをすすめる。

- ① 全国の給食無償化の現状を把握し、本市も無償化の研究、検討に入ること。同時に国に対して無償化を求めること。
- ② 中学校給食の食器に横須賀らしい絵柄やメッセージを施す計画の検討に入ること。ユニバーサルデザインに配慮すること。その際、横須賀市立総合高校の美術部に依頼することを視野に入れること。
- ③ こども同士のいじめだけではなく、先生同士のいじめが社会問題視されている。本市ではないのかしっかり調査すること。
- ④ 不登校の児童・生徒への対策については、登校させればそれで解決という単純なものではないことが、共通認識になってきている。本市教育委員会の考え方を確立させ、明らかにすること。また、不登校の背景についてきめ細やかに調査し、抜本的な取り組みをしていくこと。
- ⑤ 気候変動の影響で特別教室や体育館も冷暖房の設置が課題となっている。体育館は避難場所にもなっていることから、早急に対処しなければならない。さまざまな困難はあるにせよ、改修や建替えを待ってられない。設置の計画を具体的に進めること。
- ⑥ 各学校の給食調理室においても気温、湿度の上昇で調理員に体調不良が生じないように冷房を設置するなど環境整備を進めること。スポットクーラーの設置は対症療法であり、残念ながら抜本的な解決にはなっていない。エアコンの設置を進めること。
- ⑦ 格差社会が拡大し、保護者の経済状況が悪化している。経済格差が教育格差にならないよう、教育予算を十分に保障し、義務教育無償の原則をつらぬくこと。また、特に「子どもの貧困」問題を考えるとき、学校の持つ普遍性が大きな役割を果たすと言われている。教育にお金がかかりすぎることはお金のあふなしで差別が生まれる。お金のない家の子どもが学校でいやな思いをすることになる。学校が楽しい場所であるためには選別的な救済策を中心にするのではなく、普遍的な施策を中心に充実させることが大切である。現行の標準における公費、私費の負担区分を絶対視するのではなく、標準を抜本的に見直し、授業で必要とする教材などの物品はすべて全額公費とすること。

- ⑧ 自校にプールがないために、交通機関を使って移動し水泳授業を行わざるを得ない児童生徒がいる。これでは教育の機会均等とは言えない。学校プールの全校設置を早期に実現すること。すくなくとも安全に移動できるようバスの増便なども視野に入れること。移動の際には十分な安全を確保すること。
- ⑨ 気候変動により、風水害発生が頻発している。こどもたちに水の恐ろしさを実感させることが重要になっている。今後も着衣のまま水に入る訓練をすべての児童が行えるようにすること。

(三) 障がい児教育の充実をはかる。

- ① 市立養護学校の教員は専門教育を履修した教師を重視した配置を検討すること。またおおむね全ての教員が特別支援学校免許の取得者となるよう、普通校からの転任の場合は、転任してから特別支援学校免許を取得するのではなく、十分な研修や専門的な教育を転任に先行して行えるよう工夫、検討すること。
- ② すべての障がい児、医療的ケアが必要な児童・生徒の通学をしっかりと保障するためスクールバス内における医療的ケアの充実をはかり、看護師の同乗する福祉タクシーの導入も視野にいれて検討すること。

(四) 幼児教育、高校教育の改善と充実をはかる。

- ① 希望者が全員進学できることを目指し、国、県、市のそれぞれの制度を募集枠の点でも、助成額の点でも最大限活用できるよう周知徹底し支援すること。公私で学費負担に差がないよう引き続き努力すること。入学ののちに経済的理由で退学する生徒が出ないように特別の配慮をすること。
- ② 経済的理由で勉学の機会が失われることがあってはならない。給付対象の生徒でありながら、本市の奨学金制度も神奈川県高校生等奨学給付金も両者ともに支給されない生徒がないよう制度の周知徹底と拡充をはかること。
- ③ 市立総合高校を中・高一貫校にすることは公教育として一部の学校だけを特別に扱うことになり、好ましくないのでキッパリ中止すること。

- ④ 市立諏訪幼稚園は市内の幼児教育において重要な役割を果たしている。また、市立大楠幼稚園は地域に欠かせない存在となっている。両市立幼稚園の存在意義を再評価し廃止計画については白紙に戻すこと。改めて保護者・地域住民、幼児教育関係者の声をよく聞いて、存続充実の方向性を明確にすること。

(五) 観光・文化・スポーツ施策の充実をはかる。

- ① 近代産業の発祥の地として、米軍基地内や住友重機械工業内などに存在する産業遺産の調査、収集、保存、公開をすすめてきたが、時機を失することなく一層すすめること。
- ② 猿島、第2海堡、貝山地下壕、千代ヶ崎砲台跡等、海上や市域に点在する軍事要塞跡を戦争遺産として展示し平和教育の教材にし、本市の児童生徒はもとより市内外の方々への生涯学習にも役立てること。とりわけ、今後は貝山地下壕の整備にも力を入れていくこと。

3 防災、まちづくり、環境

(一) 防災と安心のまちづくりを。

- ① 2019年秋の台風15号、19号では、停電が続いたり屋根がはがれるなど、家に安心して住んで居られない状況になった世帯が出た。屋外では、海際の幹線道路が越波や砂の堆積で通行止めとなり、緑の多い地域では倒木が発生するなど、各地域でこれまでにない被害に見舞われた。今後も甚大な自然災害が予想される。今回の被害から学び、その被害を最小に食い止めるべく、防災関連予算を格段に増やして予防の強化に努めること。
- ② 駅のホームドア設置は乗降客の多いところが優先されているが、単に数だけでなく、駅員がホームに無人となっている小さな駅なども視覚障がい者などの転落を防ぐという観点から全駅に設置するよう強く求めること。
- ③ マンションの耐震化改修への助成をすすめること。防災の観点から、優先度を高めて取り組むこと。

- ④ 近年は、熱中症患者の搬送など、救急車の出動が頻繁に行われている。今後も、より災害が頻発し激化していくと思われる。それらに対応できる人員の確保に務めること。
- ⑤ 避難訓練での教訓を避難マニュアルの充実に生かしていくこと。たとえば、震災時避難所に障がい者が避難してきた際には、スピーディーな引き取りをすることや、医者や看護師、手話通訳ができる人など、その障がい者をフォローできる人が避難者の中にいないか呼びかけることなど、障がい者が一時福祉避難所であっても過ごすことができる工夫をマニュアルに盛り込むこと。
- ⑥ 他都市であったホームレスの人を避難所から排除するようなことがあってはならない。誰もが安心して身を寄せることのできる避難所づくりを進めること。
- ⑦ 「大規模災害時等における公共施設の給排水設備の工事等に関する覚書」を実効性のあるものにするためにも、施設の図面等の情報提供や開示など、速やかに共有できるように取り組むこと。
- ⑧ 排水管漏水調査業務は市外業者が主となっている。災害時に地理や地質に精通した市内業者が漏水調査ができれば、修理と一体化でき、早期復旧が可能であることから、市内業者参加のための検討を行うこと。また、上下水道局による排水管漏水調査の教育訓練の実施を継続的に行うこと。

(二) 放射能災害対策を抜本的に強化する。

- ① 核燃料工場GNF-Jの存在は、近隣住民に大変な不安を与えている。昨今、異常気象による集中豪雨が、大規模な浸水被害をもたらしている。工場は低地に立地しており、原子力がらみの災害へと連動しかねない。それらに対応する防災体制や防災訓練も確立するよう働きかけること。
- ② 福島原発事故の教訓から、自然エネルギーへの転換が社会全体のコンセンサスとなっている。全国には積極的に脱原発を表明している自治体も少なくない。「エネルギー政策は国が定めるもの」と思考停止すれば、本市はこういった社会の流れからどんどん取り残されることになる。本市も脱原発の立場を明確に表明し、自然エネルギーの推進へ本気でまい進すること。

- ③ 原子力防災訓練の現実的な対応を考えるため、夏場等も想定し実施することを検討すること。

(三) 自然エネルギーへの転換、環境優先の行政を推進する。

- ① 横須賀石炭火力発電所の工事が着手された。しかし、一方でこの動きを止めようと市民たちによる裁判も開始された。世界の脱石炭の流れがいよいよ強まっていることを今一度真摯に受け止め、その方向に舵を切る姿勢に転換すること。
- ② 横須賀ごみ処理施設に直接持ち込まれる事業系植木せん定枝や町内会・自治会活動として行った清掃による枝や草については資源化を図る予定とのことである。これを早期に実施し、ごみの減量化に努めること。
- ③ 現在市内4カ所に大気モニタリングポストがあるが、新ごみ処理施設の稼働や地形的なことも再検討し、平作・衣笠地域への設置を含め増設すること。
- ④ 持続可能な社会に向けた環境問題はますます重要性を増し、資源保全、自然エネルギー化と低エネルギー社会の形成、二酸化炭素排出削減、放射能汚染からの防御などの取り組みも前進してきている。今まで以上に環境教育の拡充に努めること。「省エネコーナー」を設置して、ソーラーパネルで発電している様子や「キューロ」設置による、無理をせずに可能な省エネ効果が発揮できることを実感できるようにすることと市民の実行に繋げるような援助を含む取組を進めること。

(四) 都市計画への市民参加を保障し、住みよいまちづくりを市民とともにすすめる。

- ① 住友重機械工業が閉鎖されすでに15年以上が経過している。機関工場等3棟の解体が計画されているが、工場稼働時のパネルや、工具などを展示するミュージアムを設置して市内外の人々が当時の歴史を振り返ることができるように進めること。イベントなどで、跡地を利用することが可能ではあるが、観光を基幹産業とする本市の立場をしっかりと伝え、さらに粘り強く交渉を続けできる限り土地の無償提供を求めること。

- ② みどりの保全と創造につとめ環境や景観にすぐれたまちづくりに引き続き取り組みこと。土地開発公社から買い受けた緑地を保全するとともに、緑地保全に逆行するような市有地売却を止めること。傾斜地山林寄付に係る受納基準は、寄付者の負担を減らす方向で見直しを検討すること。
- ③ 右肩上がりの経済成長社会に終止符が打たれ、成熟の時代を迎えたことに伴い、コンパクトで歩いて暮らせる集約型都市構造が模索されている。新たな開発となる Y-HEART 計画は中止し、この場所へのナショナルトレーニングセンターの誘致はやめること。計画地を調整区域に戻すこと。

(五) 便利で快適なくらし、

- ① 以下の整備を行い、通行者の安全や地域の活性化をはかること。
 - (1) 津久井のみかん園・いちご園・いも掘りなどで観光バスを含め訪れる人は大変多く、ウインドウサーフィンの国際大会の会場となるなど北下浦の地域は観光のポテンシャルが高まったことと相まって、今後も集客が見込まれる。津久井高田橋～牛込間の市道拡幅については、交流人口の増加と地域活性化、観光政策推進などの観点から取り組みの位置づけを高め、当面ゆずりあいレーンの設置などで対応することを含め、地元の地主や関係者と協議を促進すること。
 - (2) 長沢2丁目、野比1丁目（五明山入り口）の京急踏切を拡幅すること。
- ② 公共交通の利便性を格段に向上させること。公共交通の整備が進んで自家用車に過度に頼る必要がなくなれば、環境負荷を低減し、免許証を安心して返納することもできるようになる。
 - (1) バスの継続乗り継ぎ（鴨居から久里浜。林経由市民病院行きなど）制度がないので料金負担が多くなる。継続乗り継ぎ扱いの実現をはかること。
 - (2) 市民の要望に応えバス路線の増設とバスの増発をはかるよう京急に求めること。
- ③ 一人暮らし高齢者世帯が多くなるなど、今まで通りの基本料金のあり方は現実的ではない。基本水量を8 m³以下に引き下げることが早期に決断すること。そのためにも、かたや大口のところには、上水道・下水道とも月量500 m³止まりになっている料金体系を改め、累進性の料金体系の上限を広げること。

- ④ 公道に個人住宅用の水道管を敷設する場合は、個人への助成、というスタンスから一歩進み、給水者の責任で敷設すること。
- ⑤ マンション等集合住宅のタンクが地震によって破損したケースがある。水道管の耐震化を図ることがまず重要であることはわかるが、それと同時に、民間のタンクへも、耐震化への補助を検討すること。

4 産業と地域経済

(一) 大企業の社会的責任を果たさせ、正規雇用拡大、地域経済を守る。

- ① 市が奨励金を出すなどの企業誘致策の最大の目的は市民の雇用の拡大であると考えている。税収の確保も大切であるが、地元雇用の拡大につながるような施策の展開に軸足を移すこと。企業誘致に際して、資力のある企業の場合には補助金、奨励金の支給は必要がないので止めること。
- ② ワーキングプアと呼ばれるような、一生懸命働いても生活困窮に追い込まれる市民が増えている。中小企業に対しては国が援助することを含め、最低賃金を1,500円以上にしよう尽力すること。

(二) 農・漁業を振興する。

- ① 長井5丁目から6丁目にまたがる漁港は、台風の通過に伴い高潮・越波の影響を受け、漁船や漁具等の散乱など被害が大きい砂浜の漁港である。通年行われている地元漁業関係者によるゴミの回収や景観環境の維持・保全の支援をはじめ、他の漁港と同様の整備をすすめること。
- ② 気候変動の影響等による農漁業に深刻な影響を及ぼしている現状を把握し、具体的な支援策を国・県に求めること。
- ③ 相模湾の原潜行動（訓練）については、通報義務がないことから本市近海で行われているにもかかわらず一切情報が入らない。国の専管事項とは言え不安である。区域の解消を国に要求するとともに、自治体への情報提供を求めること。

(三) 中小企業・商店の営業を守るとともに、地域経済の基盤を強化する。

- ① 国の交付金で行った住宅リフォーム助成制度は、市内経済活性化のきっかけとして、事業者には喜ばれ、復活を求める要望が多い。空き家にしないようにするためにも、住宅リフォーム助成事業を、市民にとって使い勝手のよいものにして復活し、経済波及効果が大きくなるような制度にすること。
- ② 商店のリフォーム助成制度をつくるなど地元小売商店振興策を抜本的に充実すること。商店街の空き店舗対策、商店街の活性化事業補助及び地域商店街における地域商業振興ビジョンの策定、中小企業団体共同施設補助などをすすめ、関係者とともに実現に努力すること。
- ③ 入札において最低制限価格が複数の事業者から同額で提示され、くじ引きで決定するということが生じている。これでは、入札をする意味がないばかりか談合が疑われる事態も発生する。総合評価方式を取り入れることなどを含め検討し、改善をはかること。
- ④ 入札制度の改善が取り組まれているが、引き続き地元業者への発注拡大に向けて取り組むこと。また、災害時の協定を結んでいる団体、災害訓練に参加等も考慮に入れて、地域貢献企業として評価点を加えること。
- ⑤ 他自治体の例を参考に公契約条例の制定に向けて検討をはじめること。
- ⑥ 地元業者が工事实績がないことを理由に入札に参加できないケースがある。地元業者の受注機会を拡大するため、工事实績を含む機会が得られるよう地元業者の育成をはかること。
- ⑦ 木造住宅の耐震補強助成の申請が目標に届いていない現状を鑑みて、件数を増やす取組が求められる。また、木造家屋の耐震化工事への補助金が7月頃までに申込がないと他に転用されるとのことである。年間を通じて使えるように国に求めること。
- ⑧ 申請者が、耐震改修工事等にかかった費用の全額を支払わなくてもすみ、初期費用負担軽減につながる代理受領制度を研究し、導入するよう検討すること。

5 非核・平和、基地問題

(一) 安保法制の具体化に反対し、平和憲法・軍転法に徹した市政運営を。

- ① 海上自衛隊のヘリ空母「いずも」による「米艦防護」によって、安全保障関連法が具体化し本市にとって、よりリアルなものになっている。アメリカの軍事行動に追随する姿勢を強めることは、本市が攻撃される危険が増すことにつながる。40万市民の命と暮らしを守るため、安全保障関連法のエスカレートを止めるよう国に求めること。
- ② この数年間、国は、国家安全保障会議(日本版 NSC)を立ち上げ、武器輸出三原則にとって代わって防衛装備移転三原則をつくり、特定秘密保護法や安全保障関連法の施行、共謀罪の施行等、矢継ぎ早に日米軍事同盟強化の法整備と発動を強行している。このような現状を受けて、本市は市民の安全・安心を何より第一義に確保すること。そのためには、これ以上のエスカレートを許さないよう、国に働きかけること。
- ③ 「平和モニュメント」の整備については広くご遺族や寄付をしてくださった市民の声に耳を傾けながら、真摯な態度で取り組むこと。
- ④ 「核兵器廃絶・平和都市」宣言の横須賀市長としてヒバクシャ国際署名に賛同すること。

(二) 原子力空母の交代を認めず、横須賀配備撤回と基地返還を促進する。

- ① 福島原発事故、三浦半島活断層群の地震発生確率の増加が報道され、原子力空母など原子力艦への不安が市民の中に広がっている。地域防災計画が見直しされたが、不十分である。市民の安心・安全を確保するには災害規模の想定の見直しや避難対策の実効性を検証するなど更なる見直しが必要である。近年の異常気象で熱中症患者が相次いでいるが、このような状況下で屋内退避をさせ換気扇やエアコンを消すよう市民にアナウンスして回ることは、被ばくを防ぐこと以前に市民の命を脅かすものであるため、国に対して適切な見直しを求めること。
- ② 原子力艦船の寄港・停泊により安全・安心に暮らしたいという市民の当然の権利が脅かされ続けている。市是である軍転法に照らし原子力空母の母港を撤回

するよう国に求めること。また、第七艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。

- ③ 長井住宅跡地の通信施設の返還については神奈川県基地関係県市連絡協議会を通してだけでなく、市が直接米軍と国に求めること。
- ④ 横須賀港の漁業制限水域は国によれば「米軍が運用上必要」とのことだが、必要がないのに返還されていないと市民からはみえる。国の説明は全く理解できない。なぜ返還されないのか、市民に分かりやすく説明するよう求めること。
- ⑤ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。市は「日米安全保障条約に基づく地位協定により提供されているもので、自治体としてその区域の廃止、存続にコメントする立場にない」との姿勢だが、自治体として要求することを地位協定によって妨げられていないので、強く要求すること。
- ⑥ 比与宇弾薬庫の拡張や船越の海上作戦センター、ヘリポート建設は明らかな自衛隊施設の機能強化である。旧軍港市転換法違反である。今後これ以上の基地機能の強化・拡張がされないよう防止策を講ずること。また、「軍転法」の適用を回避して、所管替えによる防衛施設の拡大を認めないこと。
- ⑦ 大矢部弾薬庫跡地を早く市民に返還するよう働きかけを強めること。
- ⑧ 米軍基地の返還については「可能な限りの返還を要請する」というのが基本的な考え方と言うが、返還の可能性を広げるという積極的立場に立つことは軍転法の趣旨からも当然である。市が実施した市民アンケートでも横須賀市のイメージを「基地のまち」と答える市民が8割以上となる。しかし将来の都市イメージは「自然豊かなまち」「福祉のまち」が上位になる。この乖離を少しずつでも埋めていく努力が大切である。そのためにも住民参加で基地跡地利用計画をつくり、都市計画決定をすること。計画の実現のため関係機関に基地返還を積極的に働きかけること。

（三）基地被害から市民を守り、市財政負担をなくす。

- ① 「原子力艦の原子力災害対策マニュアル」が改定されたが、極めて不十分なものである。改定されたことを評価するのではなく、改定の中身がどうなった

のかの検証が大事であり、少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に再検討を要求すること。

- ② 日米合同訓練は米軍基地と本市が連動し全部局長が一堂に会し意思統一する初動対応の情報伝達の間とした訓練であるが、市民が参加する避難誘導、安定ヨウ素剤配布などの訓練と連動していない。国、県、米軍、本市、市民の訓練として切れ目なく行うこと、とりわけ市民の参加が実効性を高められると思われる。これら一体の訓練を地域防災計画にしっかり位置づけること。市民の参加の際には、屋内退避させれば終わり、というような訓練ではなく、避難する際の交通機関の出動を京急はじめ運輸業者から実際に出してもらい、乗る訓練も必要だ。また、はたして、避難する人数にあった出動ができるのか、平日頃からの打ち合わせも必要である。これら総合的な訓練とすること。
- ③ 「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告が非公開となっている。これはあくまでも臨時措置であり、早急に解除するよう要求すること。
- ④ ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため市独自の立ち入り調査を要求し市民生活に関する国内法を遵守させること。事故が起きた際の立ち入り調査のルールも必要と思うが、事故防止の観点に立って、地位協定の見直しを要求すること。「日米地位協定の環境補足協定が締結され、立入手続きを作成・維持することも合意された」というが、日ごろからの予防的な立入もイタリアやドイツと同様にできるように改善を求めること。
- ⑤ 米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう引き続き国に要求する。また、前市長に対し、「米軍がすすめている民間住宅提携プログラム（RPP）は実質的な基地拡張である。民間の契約とは言え住民登録をしていないなど、市政に関わる問題でもあり、反対の意思をハッキリと示すこと。」と求めたが、「基本的には民間の契約に関するものです。」というだけで問題意識を示さなかった。米軍人、軍属に限らず民間契約だからといって住民登録もしないで市内居住することについては問題があるのでハッキリと反対の意思を示すこと。
- ⑥ イージス艦の増隻で米軍人が1000人増えたと言われている。市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属の定日ゴミ処理、などの行政サービスの実費を米軍に要求すること。これら軍関係の経費については、普通交付税において、基準財政需要額のなかで見られているというが、それが妥当なものであるか、

検証できるものではないからだ。市民にも分かるよう基地負担経費交付金などのような独立した形で交付するよう求めること。

また、防衛省によれば、米軍は米軍関係者の人数の詳細について、セキュリティー上の理由から提供しない、との回答だが、負担をいわば問答無用の形で押し付けられている他の自治体とも連携し、その解消に向け、国と米軍に求め続けていくこと。

- ⑦ 相模総合補給廠の爆発事故の時のようなことを繰り返さないため、基地内に保有する危険物の情報提供を求めること。また、屈辱的な刑事裁判権規定を改めることや日本側の立ち入り調査権を設けることなどを含め、地位協定の抜本の見直しを国に要求する。第一次裁判権の放棄を指示した法務省通達の破棄などをつよく国に要求すること。
- ⑧ 米兵犯罪根絶のため、厳しい対応が求められる。事件が起こった場合には必ず文書で厳しく抗議し再発防止策を求め、再発策の実施報告を要求すること。米兵犯罪の被害者に対して、被害者の立場に立って相談をするなど、支援をすること。また、基地周辺地区安全対策協議会が、基地周辺の商店街の要望を聞く会になってはいないか、被害者も出席して意見を述べる事が出来ているのかなど、設置された当初の思いに立ち返り、検証・是正をはかること。
- ⑨ 市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的发展を阻害している米軍基地の返還を強く求めること。返還されるまでは基地交付金の大幅増額を国に要求すること。その際基地の存在による損失額などを算定し、増額要求の根拠を明らかにして臨むこと。
- ⑩ 防衛大学校は開校記念祭や卒業式典でジェット戦闘機の展覧飛行をおこなっている。人口密集地上空を急旋回するなど言語道断である。中止するよう防衛大学校へ強く求めること。